

医師の働き方改革について

1. 医師の働き方改革の概要

○2024年4月1日以降の時間外労働時間の上限規制について

- ・ 2019年4月施行の働き方改革関連法（労働基準法の改正等）により、時間外労働の上限規制が設けられ、医師の時間外労働の上限は、原則として年間960時間、地域医療の確保のためなど、特別な事情がある場合は年間1,860時間まで（特例水準）とされることとなった。
- ・ 上限規制の適用については施行後5年間の猶予が設けられ、2024年4月から規制が適用されることとなっており、市民病院機構では、医師の働き方改革の推進に取り組んでいる。

○各市民病院における特例水準の適用申請

- ・ 救急医療や高度のがん治療など地域医療の確保のため、中央市民病院（3次救急・地域がん診療連携拠点病院）、西神戸医療センター（地域がん診療連携拠点病院）の一部の診療科において特例水準の申請を予定している。

中央市民病院：循環器内科、消化器内科、小児科・新生児科、外科・移植外科、

心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、産婦人科、麻酔科の9診療科

西神戸医療センター：消化器内科、外科・消化器外科の2診療科及び内科専攻医研修プログラム

2. 市民病院機構における医師の働き方改革に向けた取り組み

- ・ 市民病院機構では、市民の生命と健康を守るために、安全で質の高い医療を提供していく上で、医師をはじめとする機構職員の心身の健康を維持することは重要であると考え、新型コロナウイルス感染症対応に全力で取り組む中であっても、働き方改革を進めてきた結果、医師の時間外労働は令和元年度比で一人あたり年間108時間（月75時間 → 月66時間/月▲9時間）縮減した。
- ・ 長時間労働を行った医師に対して院長が本人に直接面談し状況を確認する、産業医資格を持った医師が面談を行うなど、各病院が様々な取り組みを進めているほか、月155時間以上の時間外労働を行った職員については、所属長等（診療科部長）が当該職員の健康状況等を必ず確認し、常任理事会にも報告する仕組みを採り入れ、市民病院機構全体として長時間労働の縮減等、医師の心身の健康状態の把握と負担の軽減に努めている。
- ・ 今後、高齢者の増加に伴う医療需要の高まりや、医療ニーズの変化など、医療をめぐる社会情勢の変化に対応し、市民病院に求められる質の高い医療提供体制を維持していくためにも、特に、医師の長時間労働のさらなる縮減は喫緊の課題である。引き続き、「市民の生命と健康を守る」という基本理念のもと、職員が健康に働き続けることができるよう、市民病院機構全体として、より一層の働き方改革を進める。

(参考) 医師の時間外労働の縮減に向けた取り組み

- ① 当直明けの早期帰宅の徹底
- ② 患者・家族への病状等の説明は、原則平日の勤務時間内に行う
- ③ 複数主治医制・週末当番医制による対応
- ④ 他職種へのタスクシフト・タスクシェア（医師の事務作業を補助するクラークの配置など）

(参考) 医師の時間外労働の状況（一人当たりの月平均時間外労働時間）（単位：時間）

	R1	R4	R4-R1
中央市民病院	81 (143) ※	72 (107)	▲9 (▲36)
西市民病院	67 (32)	59 (23)	▲8 (▲9)
西神戸医療センター	68 (45)	61 (12)	▲7 (▲33)
アイセンター病院	33 (0)	28 (0)	▲5 (-)
市民病院機構全体	75 (220)	66 (142)	▲9 (▲78)

※括弧内は、年間 960 時間（月平均 80 時間相当）を超える時間外労働を行っている
医師数（単位：人）